

政統発0703第8号
令和8年7月3日

各都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)
(公 印 省 略)

令和8年患者調査に関する事務の処理基準について（通知）

患者調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計「患者統計」を作成するための調査）の実施につきましては、平素から格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

患者調査に関する事務につきましては、統計法施行令（平成20年政令第334号）第4条により法定受託事務と位置づけられ、また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9において、国は地方公共団体が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めることができるとされております。

つきましては、令和8年患者調査に関する事務の処理基準を下記のとおりいたしますので御了知いただきますとともに、指定都市、中核市、保健所を設置する市（指定都市及び中核市を除く。）及び特別区の市区長に対する連絡につきましても、併せて貴職からよろしくお取り計らい願います。

なお、下記の処理基準から除外されている事項につきましては、地方自治法第245条の4に基づく「技術的な助言」となりますので、併せて御了知願います。

記

1. 令和8年患者調査の実施について（通知）（令和8年7月3日付政統発0703第7号）中「2 調査の対象及び客体」、「5 調査の方法」のうち（2）～（4）、「6 調査の系統」及び「7 調査票等の審査及び提出」
2. 令和8年患者調査 実施要領中「Ⅲ－1 都道府県における事務」～「Ⅲ－3 保健所における事務」、「Ⅳ 調査に関する問合せ先等」及び「Ⅴ－1 調査日、調査の対象（退院・入院・外来）、調査票の種類」～「Ⅴ－10 送付票・調査票（紙、CD-R等）の梱包・発送のしかた」